

令和2年度 第3回静岡市債権管理委員会

令和3年3月16日（火）
9:00～12:00 市長公室

次 第

- 1 【審議】 準主要債権の創設について . . . 資料1
- 2 【審議】 令和3年度静岡市債権管理委員会事業計画について . . . 資料2
- 3 【報告】 第3次静岡市行財政改革後期実施計画における
指標（目標収納率）について . . . 資料3
- 4 その他

※次第4につきましては、個人情報等を取扱うため、会議の取材・
撮影はご遠慮くださいますようお願いいたします。

静岡市債権管理委員会委員名簿

(令和2年4月1日現在)

委員長	副市長	小長谷 重之
委員	総務局長	吉井 博昭
同	財政局長	川崎 豊
同	葵区長	石野 弘康
同	駿河区長	田中 朗
同	清水区長	堀池 明
同	保健福祉長寿局長	和田 明久
同	子ども未来局長	青野 志能生
同	都市局長	宮原 晃樹
同	上下水道局長	丸岡 浩三

「準主要債権」の創設について

1 位置付けの変更を検討する債権

- | |
|--|
| 1 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金元金・利子（D債権）【子ども家庭課】 |
| 2 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金違約金（D債権）【子ども家庭課】 |
| 3 生活保護返還金（生活保護法第 63 条返還金※1・C債権）【福祉総務課】 |
| 4 生活保護徴収金（生活保護法第 78 条徴収金※2・B債権）【福祉総務課】 |
| 5 後期高齢者医療保険料（B債権）【保険年金管理課】 |
| 6 施設使用料（C債権）【中央卸売市場】 |
| 7 電気・水道料等納付金（D債権）【中央卸売市場】 |

B債権…強制徴収公債権、C債権…非強制徴収公債権、D債権…私債権

※1：63条返還金とは、資力があるにも関わらず保護費を受給したときに発生する返還金

※2：78条徴収金とは、不正な手段で保護費を受給したとき等に発生する徴収金

2 位置付けの変更対象として選定する債権

- 1、2、3、4

(理由)

- ・ 1、3は令和元年度末で収入未済額が1億円以上である。
- ・ 2は収入未済額が約8,700万円であるが、1と所管課が同じであり、延滞となっていた1が完済された時点で発生するもの（遅延損害金）。2と1は密接に関係あり。
- ・ 4は収入未済額が約7,200万円であるが、3と所管課が同じであり、債権の発生事由は異なるが、ともに保護費から返還を求めるもの。4と3は不納欠損額の一部が国庫負担金で補填される。

3 選定する債権のこれまでの取組と今後の方策案

(1) これまでの取組

ア 滞納整理強化期間の実施

債権所管課は、債権ごとに一定期間を定め、通常は担当者だけで滞納整理を行っているところを、組織を挙げて対応し、かつ、「文書催告」や「電話催告」などを集中的に取

り組む。

令和2年度「滞納整理強化期間」実施計画

債権名	実施期間	現年分の取組	滞繰分の取組	令和元年度実績
母子父子 寡婦貸付 金元金・ 利子・違 約金	10/1 ～2/26	<ul style="list-style-type: none"> 親に電話催告 連帯保証人に電話催告 【役割分担】 子ども家庭課：催告リストの作成 3区：電話催告の実施	<ul style="list-style-type: none"> 親に電話催告又は滞納通知 連帯保証人に催告 【役割分担】 子ども家庭課：催告リスト、滞納通知の作成 3区：電話・文書催告の実施	<ul style="list-style-type: none"> 納付約束 55 件 ⇒ 548,673 円を 収納 分納約束 385 件⇒ 1,363 万円 を収納
生活保護 返還金・ 徴収金	10～12月	<ul style="list-style-type: none"> 督促状に反応が無い債務者に対して 文書、電話、訪問催告、来所時の口頭 催告のいずれかを実施 生活保護費から直接充当 債務承認書の徴取、履行期限の延長 	<ul style="list-style-type: none"> 直近3か月間で納付が無い債務者に 対して文書、電話、訪問催告、来所時 の口頭催告のいずれかを実施 生活保護費から直接充当 債務承認書の徴取、履行期限の延長 	<ul style="list-style-type: none"> (78条徴収金) 生活保護費から 充当する実施割 合 62.39%

イ 債権管理ヒアリングの実施

債権管理委員会は、年1回、債権所管課の担当者より、未収債権の状況や収入未済額の縮減に係る具体的な方策を聴取し、かつ、適切な債権管理が行われているかを確認し、必要に応じて対応策等を助言する。

令和2年度「債権管理ヒアリング」実施結果

債権名	抽出された課題に対する指導事項
母子父子寡婦 貸付金元金・ 利子・違約金	<ul style="list-style-type: none"> 今後も、滞繰分について民間委託（3年経過した債権が対象）の件数をさらに増やすよう検討すること。 連帯借受人、連帯保証人に早期に督促、催告を実施すること。
生活保護返還 金・徴収金	<ul style="list-style-type: none"> 63条返還金について、77条の2を適用したものについて、生活保護費からの充当を確実にすること。 厚生労働省の基準に従って、年1回以上の催告、戸籍調査等を適正に行うこと。

(2) 今後の方策案

ア 選定する債権の所管課は、債権管理委員会が主催する研修のうち、所管債権に関係する外部講師による講義の受講を必須とする。

イ 子ども家庭課及び各区子育て支援課は、1（母子父子寡婦貸付金元金・利子）、2（母子父子寡婦貸付金違約金）においては、現年分の収入率向上により、滞納繰越分の増を抑制できるため、連帯保証人等に対して早期に督促、催告を実施する。また、滞納繰越分について民間委託の件数を増やす。

ウ 福祉総務課及び各区生活支援課は、3（63条返還金）、4（78条徴収金）のうち、被保護者が保護費の一部を徴収金の納入に充てることを申し出た場合は、保護費からの充当を確実に行う。また、適正に債権管理が行われた場合、その不納欠損額は国庫負担金の算定対象となるため、厚生労働省が定める基準に則り、適切な頻度の催告、相続人調査、債権管理台帳の記録等を行う。

なお、保護受給中ケースについては各区生活支援課で対応し、保護廃止ケースの対応については別の部署への移管に向けて検討していく。

国庫負担金の算定方法

$$\text{国庫負担額} = \text{支出した保護費} - \text{調定額} \times 3/4 + \text{不納欠損額} \times 3/4$$

※厚生労働省通知に基づき、返還金等の調定額の全額から履行期限を延長する処分に基づく分納により、翌年度以降に納付する予定の額を除いて調定変更（減額）した額となっている。

（例）100万円を一括返還することが不可能な場合

⇒滞納者から毎月1万円ずつ返還する計画書の提出を受け、履行期限を延長する処分を行い、調定変更する。⇒1万円×12月=12万円⇒残り88万円を翌年度以降、同様に処理

4 選定する債権の位置付けについて

- ・1から4を選定した基準は、令和元年度末の収入未済額が原則1億円以上。
- ・1から4は毎年度、滞納整理強化期間での取組を実施し、かつ、債権管理委員会が実施する債権管理ヒアリングを受けている。
- ・選定基準及び債権所管課における毎年度の基本的な取組内容は主要債権と同じであるため、「準主要債権」を創設するのではなく、1から4を主要債権に組入れるものとする。

5 その他

- ・「主要債権の選定基準」は原則、収入未済額を1億円以上とする。
- ・主要債権中、収入未済額が5年連続で縮減し、1億円を下回ったものは、債権管理委員会において主要債権から外すか否かを検討する。

令和3年度静岡市債権管理委員会事業計画

- 1 会議の開催 定例：3回（5月、9月、3月を予定）
臨時：随時

2 事業内容

(1) 債権管理の総括に関すること

審議・報告時期	項目	対象
第1回	令和2年度滞納整理強化期間実施結果	主要債権
	令和3年度主要債権取組方針	主要債権（所管局長説明）
	令和2年度債権管理ヒアリング所管課取組結果	令和2年度ヒアリングにおいて対応すべき課題等が抽出された債権
第2回	令和2年度決算における収入未済額の状況	令和2年度決算で収入未済が生じている全ての債権
	令和3年度滞納整理強化期間実施計画の策定	令和2年度決算で収入未済額の合計が100万円以上の債権（所管局長説明）
	令和3年度ヒアリング実施結果	令和2年度決算で収入未済が生じている債権のうち必要と認められるもの
第3回	令和4年度静岡市債権管理委員会事業計画の策定	
	行財政改革実施計画における指標（目標収納率）について	主要債権（所管局長説明）
	債権の放棄に関する審議について	非強制徴収債権の内、債権管理条例第7条の要件に該当するもの

上記のほか、主要債権については収入状況の月次報告を求め必要に応じて静岡市債権管理委員会において報告を実施する。また、各債権において実施している債権回収に関する施策の実績、効果の把握についても必要に応じ報告する。

※主要債権：市税、国民健康保険料（税）、介護保険料、保育料（こども園使用料含む）、市営住宅使用料、市立清水病院診療収入、水道料金、下水道使用料

(2) 債権の管理に関する研修の実施

No.	開催日	研修内容	講師	対象者
1	5月 下旬	給与又は年金の調査及び 差押え	滞納対策課職員	税務部及び強制徴収 公債権所管課職員
2	6月 月上旬	①徴収事務・滞納整理事務の基 礎—徴収職員の心構え ②債権管理とは ③債権回収に係る滞納者との 折衝方法	滞納対策課職員	税務部及び初めて未 収金の回収に従事す る職員
3	6月 月上旬	自営業者に対する滞納整理と 多様な財産差押	滞納対策課職員	税務部及び強制徴収 公債権所管課職員
4	6月 月中旬	組織的滞納整理における管理 監督者の役割	滞納対策課職員	税務部及び強制徴収 公債権の管理監督者
5	7月	適正な債権管理事務とは (民法改正について)	エスナビ (e-ラーニング)	全職員
6	8月 月上旬	非強制徴収公債権及び私債権 の管理・回収のポイント (債権管理の基礎と民法改正)	弁護士	非強制徴収公債権及 び私債権担当職員
7	8月 月上旬	滞納整理セミナー (基礎コース)	東京税務協会 外部講師	強制徴収公債権所管 課職員
8	8月 月下旬	搜索について	滞納対策課職員	税務部及び強制徴収 公債権所管課職員

※研修内容及び開催日については、今後、調整により変更される場合があります。

第3次静岡市行財政改革後期実施計画における指標（目標収納率）

市 税		前期計画 (H27～H30年度)				後期計画 (R1～R4年度)			
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
目標値 (%)	合計	96.75	97.43	98.22	98.50	98.77	98.82	98.89	98.97
	現年分	99.00	99.11	99.29	99.36	99.41	99.46	99.50	99.52
	滞納繰越分	27.24	28.73	37.94	41.96	42.64	43.01	44.02	45.02
実績又は 見直し後 (%)	合計	97.39	97.98	98.41	98.68	98.94	98.17	98.89	98.97
	現年分	99.17	99.26	99.39	99.38	99.49	98.71	99.50	99.52
	滞納繰越分	34.38	39.77	41.18	42.22	49.48	46.03	44.02	45.02
目標達成結果		達成	達成	達成	達成	達成	(見込) ※未達成	目標値 据置き	目標値 据置き

※令和2年度の収納率は目標を下回る見込みです。これは、新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予分の多くが令和3年度以降の納付となるためです。

国民健康 保険料(税)		前期計画 (H27～H30年度)				後期計画 (R1～R4年度)			
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
目標値 (%)	合計	75.18	76.23	76.90	80.18	81.21	83.81	84.46	84.67
	現年分	90.67	91.64	91.73	91.97	92.67	92.98	92.98	92.98
	滞納繰越分	18.22	18.69	20.22	21.25	21.61	23.49	23.82	24.16
実績又は 見直し後 (%)	合計	75.57	76.77	78.24	80.87	82.93	84.65	85.42	85.75
	現年分	90.90	91.50	92.18	93.10	93.46	93.41	93.41	93.41
	滞納繰越分	18.84	21.02	21.03	22.52	22.89	24.06	24.46	24.89
目標達成結果		達成	達成	達成	達成	達成	(見込) 達成	目標値 上方修正	目標値 上方修正

介護保険料		前期計画 (H27～H30年度)				後期計画 (R1～R4年度)			
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
目標値 (%)	合計	96.71	96.86	96.93	97.49	97.72	98.15	98.33	98.43
	現年分	98.68	98.76	98.79	99.04	99.11	99.35	99.38	99.41
	滞納繰越分	17.42	17.43	17.44	18.24	18.25	22.29	22.73	23.19
実績又は 見直し後 (%)	合計	96.88	97.04	97.30	97.76	98.07	98.19	98.33	98.43
	現年分	98.76	98.90	99.03	99.24	99.35	99.27	99.38	99.41
	滞納繰越分	16.23	17.35	18.02	18.82	22.17	24.01	24.05	24.28
目標達成結果		達成	達成	達成	達成	達成	(見込) 達成	目標値 ※据置き	目標値 ※据置き

※滞納繰越分収納率は上方修正しました。

市立清水病院 診療収入等		前期計画 (H27～H30年度)				後期計画 (R1～R4年度)			
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
目標値 (%)	合計	91.29	91.29	91.29	91.29	92.84	92.84	92.84	92.84
	現年分	99.04	99.04	99.04	99.04	99.28	99.28	99.28	99.28
	滞納繰越分	9.16	9.16	9.16	9.16	8.67	8.67	8.67	8.67
実績又は 見直し後 (%)	合計	91.15	92.14	92.84	93.47	93.51	92.99	92.84	92.84
	現年分	98.89	99.26	99.28	99.44	99.53	99.25	99.28	99.28
	滞納繰越分	9.31	9.28	8.67	7.57	7.04	8.63	8.67	8.67
目標達成結果		未達成	達成	達成	達成	達成	(見込) 達成	目標値 据置き	目標値 据置き

保育料		前期計画 (H27~H30年度)				後期計画 (R1~R4年度)			
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
目標値 (%)	合計	94.91	95.05	95.17	95.33	93.49	92.75	94.42	95.80
	現年分	98.90	98.91	98.92	98.97	98.98	99.09	99.10	99.11
	滞納繰越分	17.90	17.91	17.92	17.93	17.94	23.51	23.52	23.53
実績又は 見直し後 (%)	合計	94.30 ×	94.02 ×	94.16 ×	94.88 ×	95.06 ○	94.27 ○	95.01 ↑	95.81 ↑
	現年分	98.91 ○	98.95 ○	98.89 ×	99.07 ○	99.26 ○	99.27 ○	99.28 ↑	99.29 ↑
	滞納繰越分	15.27 ×	10.22 ×	16.55 ×	20.00 ○	33.02 ○	33.52 ○	33.53 ↑	33.54 ↑
目標達成結果		未達成	未達成	未達成	未達成	達成	(見込) 達成	目標値 上方修正	目標値 上方修正

市営住宅 使用料		前期計画 (H27~H30年度)				後期計画 (R1~R4年度)			
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
目標値 (%)	合計	76.85	77.03	83.46	85.48	89.66	91.45	93.24	95.03
	現年分	95.63	95.85	97.94	99.32	99.62	99.65	99.68	99.71
	滞納繰越分	11.31	11.45	15.67	18.35	21.15	22.35	23.55	24.75
実績又は 見直し後 (%)	合計	80.18 ○	82.92 ○	86.08 ○	90.09 ○	91.49 ○	92.85 ○	93.24 →	95.03 →
	現年分	97.47 ○	98.73 ○	99.56 ○	99.65 ○	99.76 ○	99.76 ○	99.68 →	99.71 →
	滞納繰越分	14.06 ○	17.55 ○	18.75 ○	23.31 ○	18.67 ×	18.67 ×	23.55 →	24.75 →
目標達成結果		達成	達成	達成	達成	達成	(見込) 達成	目標値 据置き	目標値 据置き

水道料金		前期計画 (H27~H30年度)				後期計画 (R1~R4年度)			
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
目標値 (%)	合計	96.33	96.58	96.76	96.92	96.84	97.01	97.19	97.37
	現年分	98.65	98.83	98.85	98.95	99.06	99.11	99.16	99.21
	滞納繰越分	37.50	38.50	39.50	40.50	27.42	27.44	27.46	27.48
実績又は 見直し後 (%)	合計	96.34 ○	96.38 ×	96.49 ×	96.61 ×	97.12 ○	97.98 ○	97.19 →	97.37 →
	現年分	98.79 ○	98.91 ○	98.96 ○	99.00 ○	98.98 ×	99.17 ○	99.16 →	99.21 →
	滞納繰越分	30.19 ×	29.33 ×	27.38 ×	26.57 ×	31.45 ○	41.94 ○	27.46 →	27.48 →
目標達成結果		達成	未達成	未達成	未達成	達成	(見込) 達成	目標値 据置き	目標値 据置き

下水道使用料		前期計画 (H27~H30年度)				後期計画 (R1~R4年度)			
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
目標値 (%)	合計	96.59	96.91	97.09	97.25	97.61	97.76	97.91	98.06
	現年分	98.57	98.77	98.79	98.87	99.00	99.05	99.10	99.15
	滞納繰越分	40.50	41.50	42.50	43.50	36.60	36.80	37.00	37.20
実績又は 見直し後 (%)	合計	96.96 ○	97.17 ○	97.30 ○	97.45 ○	97.57 ×	97.87 ○	97.91 →	98.06 →
	現年分	98.76 ○	98.85 ○	98.90 ○	98.95 ○	98.96 ×	99.16 ○	99.10 →	99.15 →
	滞納繰越分	35.93 ×	36.32 ×	36.20 ×	36.93 ×	37.20 ○	39.34 ○	37.00 →	37.20 →
目標達成結果		達成	達成	達成	達成	未達成	(見込) 達成	目標値 据置き	目標値 据置き

○静岡市債権の管理に関する条例（抜粋）

（債権の放棄）

第7条 市長等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金その他の徴収金の全部又は一部を放棄することができる。

- (1) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項、会社更生法(平成14年法律第154号)第204条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該非強制徴収債権について、その責任を免れたとき。
- (2) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の債権に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (3) 自治令第171条の2の規定による強制執行等の措置又は自治令第171条の4の規定による債権の申出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されなかった当該非強制徴収債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、その債務の履行の見込みがないと認められるとき。
- (4) 当該非強制徴収債権について、自治令第171条の5の規定により徴収停止の措置をとった場合で、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるとき。
- (5) 当該非強制徴収債権(消滅時効について時効の援用を要する債権に限る。)について、消滅時効の期間が満了したとき(債務者が時効を援用しない特別の理由があるときを除く。)。

令和2年度 債権の放棄に関する総括表

1 債権別・放棄理由別一覧（議案別）

議案番号	債権の名称	法的区分及び消滅時効の期間	人数(人)	件数(件)	放棄金額(円)	放棄の理由(第7条該当号)	所管課
1	委託契約解除に伴う損害金	私債権 10年	1	1	4,411	3号	東京事務所
2	職員給与等人件費	公債権 5年	1	1	69,000	1号	人事課
3	老人保護措置費負担金	公債権 5年	2	53	6,358,103	1号	高齢者福祉課
4	福祉電話基本料金過剰給付返納金	私債権 10年	12	24	11,979	4号	高齢者福祉課
5	急病センター使用料(診療収入等)	私債権 3年	4	4	23,160	5号	保健衛生医療課
6	診療収入等	私債権 3年	2	38	248,490	1号	清水病院 医事課
7	診療収入等	私債権 3年	25	38	708,211	5号	清水病院 医事課
8	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金元金・利子・違約金	私債権 10年	11	307	6,189,029	1号	子ども家庭課
9	施設使用料	公債権 5年	1	5	1,028,530	3号	中央卸売市場
10	電気・水道料等納付金	私債権 10年	1	11	378,309	3号	中央卸売市場
11	市営住宅使用料	私債権 5年	6	127	2,746,852	3号	住宅政策課
12	市営住宅使用料	私債権 5年	2	3	53,850	4号	住宅政策課
13	市営住宅使用料	私債権 5年	1	26	1,679,392	5号	住宅政策課
14	市営住宅駐車場使用料	私債権 5年	2	108	461,900	5号	住宅政策課
15	汚水処理場使用料	私債権 5年	11	22	15,935	4号	住宅政策課
16	汚水処理場使用料	私債権 5年	1	18	88,060	5号	住宅政策課
17	住宅費雑入(損害賠償金)	私債権 5年	6	76	2,906,886	3号	住宅政策課
18	水道料金	私債権 2年	18	105	529,530	1号	お客様サービス課
19	水道料金	私債権 2年	458	1,296	3,043,380	4号	お客様サービス課
20	水道料金	私債権 2年	1,786	4,525	13,566,377	5号	お客様サービス課
計	—	—	2,351	6,788	40,111,384	—	—

2 放棄理由による内訳

放棄の理由(条例第7条該当号)	人数(人)	件数(件)	放棄金額	構成比	対前年比(円)
第1号(破産による免責)	34	504	13,394,152	33.39%	12,933,155
第3号(法的手続後の残額)	16	220	7,064,988	17.61%	▲541,824
第4号(徴収停止後相当期間を経過)	483	1,345	3,125,144	7.79%	▲22,378,378
第5号(消滅時効の期間を経過)	1,819	4,719	16,527,100	41.20%	▲40,173,041
計	2,352	6,788	40,111,384	100.00%	▲50,160,088

この表は、債権管理委員会の審議にかかる議案の一覧であり、実際に債権放棄する内容とは、一部異なる場合があります。

令和2年度第3回
静岡市債権管理委員会

議案書

議案第 1 号

委託契約解除に伴う損害金の債権の放棄について

所管課名 東京事務所

債権の名称	委託契約解除に伴う損害金
放棄しようとする債権の額（内容）	4,411 円 （「令和 2 年 2 月分の債務」と「契約解除に伴う契約保証金に相当する額の損害金」を相殺した残額） 【参考】 令和 2 年 2 月分の債務 11,110 円 契約解除に伴う契約保証金に相当する額の損害金 15,521 円
人数（件数）	1 人（1 件）
放棄の理由	<p>地方自治法施行令第 171 条の 4 の規定により、債権の申出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されなかった債務について、履行される見込みがないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 3 号に該当）</p> <p>[債権の管理の経過] 破産管財人に債権の申出を行ったが、本件債権を含む破産債権への配当は無く、令和 2 年 12 月 3 日、破産手続きの廃止が決定したため、債務の履行の見込みがなくなった。</p>

議案第 2 号

職員給与等人件費の債権の放棄について

所管課名 人事課

債権の名称	職員給与等人件費
放棄しようとする 債権の額（内容）	69,000 円 （事故欠勤に伴う H29. 3 月分報酬の返納）
人数（件数）	1 人（1 件）
放棄の理由	債務者が破産法等法令の規定により債権について責任を免れ、債務が履行される見込みがないため。 （債権の管理に関する条例第 7 条第 1 号に該当）

議案第 3 号

老人保護措置費負担金の債権の放棄について

所管課名 高齢者福祉課

債権の名称	老人保護措置費負担金 (老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置に係る負担金)
放棄しようとする 債権の額 (内容)	6,358,103 円及び当該債務の履行遅滞により発生した延滞金 (平成 28 年 4 月から令和元年 8 月までの納入分)
人数 (件数)	2 人 (53 件)
放棄の理由	債務者が破産法等法令の規定により債権について責任を免れ、債務が履行される見込みがないため。 (静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 1 号に該当)

議案第4号

福祉電話基本料金過剰給付返納金の債権の放棄について

所管課名 高齢者福祉課

債権の名称	福祉電話基本料金過剰給付返納金
放棄しようとする 債権の額（内容）	11,979円及び当該債務の履行遅滞により発生した遅延損害金 （平成17年1月から9月までの過剰給付分） 【参考】一人当たりの最高額3,681円 最低額 468円
人数（件数）	12人（24件）
放棄の理由	<p>地方自治法施行令第171条の5の規定による徴収停止の措置をとった後、相当の期間を経過し、債務が履行される見込みがないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第7条第4号に該当）</p> <p>[債権の管理の経過] 12人（24件） 11,979円</p> <p>1 1回目の督促以後、毎年文書で催告し納付を促すも、債務者の死亡等により、未納の状況が続いた。これらは、債権額が少額であり、このまま管理し続けることが費用対効果の観点から適切でないことから、徴収停止の措置をとった。（地方自治法施行令第171条の5第3号）</p> <p>2 徴収停止後、相当期間が経過したが、状況に変化はなく債権回収が見込めない。</p>

議案第5号

急病センター使用料（診療収入等）の債権の放棄について

所管課名 保健衛生医療課

債権の名称	急病センター使用料（診療収入等）
放棄しようとする債権の額（内容）	23,160円（平成29年4月から平成30年2月までの納入分） 【参考】一人当たりの最高額 13,890円 最低額 2,140円
人数（件数）	4人（4件）
放棄の理由	<p>消滅時効の期間（3年）が経過し、債権の回収が見込まれないため。（静岡市債権の管理に関する条例第7条第5号に該当）</p> <p>[居所不明（日本人）] 1人（1件）13,890円</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 時効期間が経過した理由は、債務者が居所不明のため。 2 駿河区戸籍住民課に公用照会するも、調査したが不明と回答があり、現地調査するも居所不明であった。 <p>[その他] 3人（3件）9,270円</p> <p>時効期間が経過した理由は、滞納整理事務を継続して行うも、折衝機会が得られず、また、時効援用の意思を確認することも困難なため。</p>

議案第 6 号

診療収入等の債権の放棄について

所管課名 清水病院 医事課

債権の名称	診療収入等
放棄しようとする 債権の額（内容）	248,490 円 （平成 12 年 1 月から平成 30 年 1 月までの納入分） 【参考】一人当たりの最高額 146,260 円 最低額 102,230 円
人数（件数）	2 人（38 件）
放棄の理由	債務者が破産法の規定により債権について責任を免れ、債務が履行される見込みがないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 1 号に該当） [免責の事実確認] 免責許可決定通知書の写しにより確認した。

議案第7号

診療収入等の債権の放棄について

所管課名 清水病院 医事課

債権の名称	診療収入等
放棄しようとする債権の額（内容）	708,211 円 （平成 18 年 1 月から平成 29 年 7 月までの納入分） 【参考】一人当たりの最高額 221,740 円 最低額 10 円
人数（件数）	25 人（38 件）
放棄の理由	消滅時効の期間（3 年）を経過し、債権の回収が見込まれないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 5 号に該当） [居所不明（日本人）] 6 人（15 件）633,855 円 1 時効期間が経過した理由は、債務者が居所不明のため。 2 各区の戸籍住民課に公用照会するも住民票の異動がなく、現地調査するも居所不明であった。 [その他] 19 人（23 件）74,356 円 時効期間が経過した理由は、滞納整理事務を継続して行うも、折衝機会が得られず、また、時効援用の意思を確認することも困難なため。

議案第8号

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金元金・利子・違約金の債権の放棄について

所管課名 子ども家庭課

債権の名称	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金元金・利子・違約金
放棄しようとする 債権の額（内容）	6,189,029円（内、元金6,129,972円、利子5,557円、違約金53,500円） （平成19年1月から令和2年11月までの納入分） 【参考】一人当たりの最高額2,988,000円 最低額 29,560円
人数（件数）	11人（307件）
放棄の理由	債務者が破産法の規定により債権について責任を免れ、債務が履行される見込みがないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第7条第1号に該当） [免責の事実確認] 免責許可決定通知書の写しにより確認した。

議案第9号

施設使用料の債権の放棄について

所管課名 中央卸売市場

債権の名称	施設使用料
放棄しようとする 債権の額（内容）	1,028,530円及び当該債務の履行遅滞により発生した延滞金 （令和元年11月から令和2年3月までの納入分）
人数（件数）	1人（5件）
放棄の理由	地方自治法施行令第171条の4の規定による債権の申出等の措置をとって、なお完全に履行されなかった債務について、それ以上履行の見込みがないため（静岡市債権の管理に関する条例第7条第3号に該当）。

議案第 10 号

電気・水道料等納付金の債権の放棄について

所管課名 中央卸売市場

債権の名称	電気・水道料等納付金
放棄しようとする債権の額 (内容)	378,309 円及び当該債務の履行遅滞により発生した遅延損害金 (うち、電気水道料等納付金 342,916 円、電話料金 35,393 円) (平成 22 年 4 月から令和 2 年 3 月までの納入分)
人数 (件数)	1 人 (11 件)
放棄の理由	地方自治法施行令第 171 条の 4 の規定による債権の申出等の措置をとって、なお完全に履行されなかった債務について、それ以上履行の見込みがないため (静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 3 号に該当)。

議案第 11 号

市営住宅使用料の債権の放棄について

所管課名 住宅政策課

債権の名称	市営住宅使用料
放棄しようとする 債権の額（内容）	2,746,852 円 （平成 24 年 4 月から平成 31 年 3 月までの納入分） 【参考】一人当たりの最高額 1,174,388 円 最低額 153,900 円
人数（件数）	6 人（127 件）
放棄の理由	<p>地方自治法施行令第 171 条の 2 の規定により、強制執行等の手続きを行ってもなお債権の回収が見込まれないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 3 号に該当）</p> <p>[債権の管理の経過]</p> <p>訴訟手続きにより債務名義を取得するも、債務者の財産（動産）が換価価値なく、また、債務者の資力回復が見込めないため。</p>

議案第 12 号

市営住宅使用料の債権の放棄について

所管課名 住宅政策課

債権の名称	市営住宅使用料
放棄しようとする 債権の額（内容）	53,850 円 （平成 27 年 9 月から平成 29 年 1 月までの納入分） 【参考】一人当たりの最高額 35,350 円 最低額 18,500 円
人数（件数）	2 人（3 件）
放棄の理由	<p>地方自治法施行令第 171 条の 5 の規定による徴収停止の措置をとった後、相当の期間を経過し、債務が履行される見込みがないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 4 号に該当）</p> <p>〔債権の管理の経過〕 2 人（3 件）53,850 円</p> <p>1 市営住宅使用料等債権の中で、既に市営住宅を退去したのち、催告をしたが、納付の見込みが立たない債権がある。このうち、債権額が少額であるために、このまま管理し続けることが費用対効果の観点から、適切でないものについて、徴収停止の措置をとった。（地方自治法施行令第 171 条の 5 第 3 号）</p> <p>2 徴収停止後、相当期間が経過したが、状況に変化はなく債権回収が見込めない。</p>

議案第 13 号

市営住宅使用料の債権の放棄について

所管課名 住宅政策課

債権の名称	市営住宅使用料
放棄しようとする 債権の額（内容）	1,679,392 円 （平成 23 年 12 月から平成 27 年 2 月までの納入分）
人数（件数）	1 人（26 件）
放棄の理由	<p>消滅時効の期間（5 年）が経過し、債権の回収が見込まれないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 5 号に該当）</p> <p>〔債権の管理の経過〕 1 人（26 件） 1,679,392 円</p> <p>時効期間が経過した理由は、滞納整理事務を継続して行うも、折衝機会が得られず、また、時効援用の意思を確認することも困難なため。</p>

議案第 14 号

市営住宅駐車場使用料の債権の放棄について

所管課名 住宅政策課

債権の名称	市営住宅駐車場使用料
放棄しようとする 債権の額（内容）	461,900 円 （平成 19 年 6 月から平成 27 年 3 月までの納入分） 【参考】一人当たりの最高額 316,000 円 最低額 145,900 円
人数（件数）	2 人（108 件）
放棄の理由	消滅時効の期間（5 年）が経過し、債権の回収が見込まれないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 5 号に該当） 〔債権の管理の経過〕 2 人（108 件） 461,900 円 時効期間が経過した理由は、滞納整理事務を継続して行うも、折衝機会が得られず、また、時効援用の意思を確認することも困難なため。

議案第 15 号

汚水処理場使用料の債権の放棄について

所管課名 住宅政策課

債権の名称	汚水処理場使用料
放棄しようとする債権の額（内容）	15,935 円 （平成 26 年 1 - 2 月から平成 30 年 5 - 6 月までの使用料） 【参考】一人当たりの最高額 5,735 円 最低額 475 円
人数（件数）	11 人（22 件）
放棄の理由	<p>地方自治法施行令第 171 条の 5 の規定による徴収停止の措置をとった後、相当の期間を経過し、債務が履行される見込みがないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 4 号に該当）</p> <p>〔債権の管理の経過〕 11 人（22 件） 15,935 円</p> <p>1 市営住宅使用料等債権の中で、既に市営住宅を退去したのち、催告をしたが、納付の見込みが立たない債権がある。このうち、債権額が少額であるために、このまま管理し続けることが費用対効果の観点から、適切でないものについて、徴収停止の措置をとった。（地方自治法施行令第 171 条の 5 第 3 号）</p> <p>2 徴収停止後、相当期間が経過したが、状況に変化はなく債権回収が見込めない。</p>

議案第 16 号

汚水処理場使用料の債権の放棄について

所管課名 住宅政策課

債権の名称	汚水処理場使用料
放棄しようとする 債権の額（内容）	88,060 円 （平成 18 年 11-12 月から平成 23 年 1-2 月までの使用料）
人数（件数）	1 人（18 件）
放棄の理由	<p>消滅時効の期間（5 年）が経過し、債権の回収が見込まれないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 5 号に該当）</p> <p>〔債権の管理の経過〕 1 人（18 件） 88,060 円</p> <p>時効期間が経過した理由は、滞納整理事務を継続して行うも、折衝機会が得られず、また、時効援用の意思を確認することも困難なため。</p>

議案第 17 号

住宅費雑入（損害賠償金）の債権の放棄について

所管課名 住宅政策課

債権の名称	住宅費雑入（損害賠償金）
放棄しようとする 債権の額（内容）	2,906,886 円 （平成 29 年 7 月から令和 2 年 1 月までの納入分） 【参考】一人当たりの最高額 959,561 円 最低額 181,500 円
人数（件数）	6 人（76 件）
放棄の理由	<p>地方自治法施行令第 171 条の 2 の規定により、強制執行等の手続きを行ってもなお債権の回収が見込まれないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 3 号に該当）</p> <p>[債権の管理の経過]</p> <p>訴訟手続きにより債務名義を取得するも、債務者の財産（動産）が換価価値なく、また、債務者の資力回復が見込めないため。</p>

議案第 18 号

水道料金の債権の放棄について

所管課名 お客様サービス課

債権の名称	水道料金
放棄しようとする 債権の額（内容）	529,530 円 （平成 26 年 2 月から令和 2 年 4 月までの検針分） 【参考】一人当たりの最高額 157,410 円 最低額 2,440 円
人数（件数）	18 人（105 件）
放棄の理由	債務者が破産法の規定により債権について責任を免れ、債務が履行される見込みがないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 1 号該当） [免責の事実確認] 免責許可決定通知書の写しにより確認した。

水道料金の債権の放棄について

所管課名 お客様サービス課

債権の名称	水道料金
放棄しようとする 債権の額（内容）	3,043,380 円 （平成 20 年 12 月から令和元年 6 月までの検針分） 【参考】一人当たりの最高額 588,980 円 最低額 540 円
人数（件数）	458 人（1,296 件）
放棄の理由	<p>地方自治法施行令第 171 条の 5 の規定による徴収停止の措置をとった後、相当の期間を経過し、債務が履行される見込みがないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 4 号該当）</p> <p>[債権の管理の経過]</p> <p>1 地方自治法施行令第 171 条の 5 第 2 号該当 285 人 887 件 2,343,480 円 居所不明者は、各区の戸籍住民課に住民登録の公用照会をし、その事実を確認したことにより、徴収停止の措置をとった。</p> <p>2 地方自治法施行令第 171 条の 5 第 3 号該当 173 人 409 件 699,900 円 個人にあつては、各区の戸籍住民課に公用照会し、転出先が確認された者には催告を行ったが納付に至らず、また、住民登録のない者、死亡により住民登録が削除された者や会社組織であっても催告書が返戻され現地に会社が存在しない者についても債権額が取立てに要する費用に満たないと認められた者は、徴収停止の措置をとった。</p>

議案第 20 号

水道料金の債権の放棄について

所管課名 お客様サービス課

債権の名称	水道料金
放棄しようとする債権の額（内容）	13,566,377 円 （平成 17 年 5 月から平成 27 年 8 月までの検針分） 【参考】一人当たりの最高額 447,990 円 最低額 410 円
人数（件数）	1,786 人（4,525 件）
放棄の理由	消滅時効の期間（2 年）が経過し、債務が履行される見込みがないため。（静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 5 号該当） [居所不明] 370 人（834 件） 1,918,080 円 1 時効期間が経過した理由は、債務者が居所不明のため。 2 各区の戸籍住民課に公用照会するも住民票の異動がない、または該当がなく、現地調査をするも居所不明であった。 [その他（折衝不能）] 1,416 人（3,691 件） 11,648,297 円 時効期間が経過した理由は、滞納整理事務を継続して行うも、折衝機会が得られず、また、時効援用の意思を確認することも困難なため。